

9月28日市民投票条例に関する議会勉強会における主な意見

条文箇所	発言議員	意見・質問等	回答等
全体	中浦議員	市民投票を行う際のコストは？	通常2,500万円かかり、あと情報提供の費用がかかるが試算はまだである。
2条1号解説	宮内議員	「意見の対立により市が二分されているような状況」とはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民投票は意見を聴取する最終的な方法であり、それまでには討論会、情報提供により、意見が熟していないと市民投票にいきつかないと思います。討論の中で意見が二分されるような大きなものでないと重要事項に該当しないということを説明させていただきました。</li> <li>書き方の検討を行います。</li> </ul>
2条5号解説	宮内議員	「専ら～」の判断基準を決めておいたほうがよいのでは。 ＜要望のみ＞	
2条6号本文	角田議員	「～適当でないと認められる事項」とは誰が判断するのか。 広島球場の住民投票の件では、学識者が「重要かどうかを決めるのは住民であって行政ではない。そもそも制度として裁量権を認めるべきでない」と述べている。 ＜要望のみ＞	市長（行政）が判断する。
4条2、3項本文	塩見議員	・議会・市長はいつでも発議できるが、なぜあえてこの条例で規定しているのか。	この条例は市民・議会・市長の三者を並列に並べることで、議会・市長の権限を周知していく、一覧性をもたせているので、はずすべきでない。自治基本条例でも再掲しているケースがあり、わかりやすくしたものです。
4条4項本文	塩見議員	<ul style="list-style-type: none"> <li>市長発議のときに議会同意が必要としている市があるが、その必要性についてどう考えているか？</li> </ul>	議会と市長（首長）が対立している場合、市長（首長）が市民に問うというのはよくあることで、そういう場合に議会の同意が必要となると、住民投票の趣旨が損なわれる危険性がある。
		他市（阿久根市・名古屋市）では市長（首長）が先導する動きがあるが、そういう場合に議会の同意を求めておいて、議会がそれを議決したならば、議会リコールというように突き詰めていくのが市民のあるべき姿だと思いますが。	逆に議会から市長のリコールの請求を出したらいいと思います。対抗措置はとれます。言っていることは良くわかりますが、市長の発議権の乱発は第三者機関によってある程度制限をかけられると思いますので、そういう意味ではこの項は重たいと理解をいただきたい。

4条4項本文	塩見議員	<p>この項は市長から第三者機関に意見を求めることができるとあるだけで、第三者機関から市長に意見を言うことはできないですか？</p> <p>第三者機関にそういう権限・権能を持たせることを条文に反映することも必要でないか。</p>	<p>第三者機関については、新たにつくるのではなく、議論をずっとしてきた生駒市市民自治推進会議がふさわしいのではないかとということで、この会議を想定しています。ですから、この第三者機関の位置づけをさらに詳しく規定していくべきで、自治基本条例を改正していくか、規則でやるかどちらでも良いですが、その機関が諮問答申機関でなく、自ら行動を起こして「市長こうしなさい」といえる権限・権能をあたえることも検討していきます。</p> <p>それについては検討していきたいと思います。</p>
	井上(充)議員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項、十分な情報かどうか判断する機関が必要であるので、第三者機関の定義にいれる必要があるのではないかと。そうでないと乱発されてもいいものでないと思っていますので、お願いしたい。＜要望のみ＞</li> <li>・第三者機関もどういった人を選ぶかによって、選ぶ側のサイドで意思を誘導することができるので、それも踏まえて定義してほしい。＜要望のみ＞</li> </ul>	
6条3項本文	塩見議員	<p>請求書に記載された事項が重要事項かどうかの判断を第三者機関に求めたら、広島市（広島球場）のようなケースは回避できるとのことでしたが、市民が、それが重要事項かどうかも含めて署名に望むべきではと考えるのですがご意見をお願いします。</p>	<p>重要事項かどうかを市民同士が議論するプロセスの中から、市民投票にいたるのが本来の姿であり、はじめに市民投票ありきで議論するのはおかしい。広島球場でも廃止が正しいか、保存が正しいかに煮詰まってくると思いますが、こういうふうに議論を整理していくのはプロセスとして当然だと思います。</p>
13条本文	中浦議員	<p>情報の提供・伝え方の手法は？</p>	<p>市ホームページ、広報紙での周知や選挙公報的なものも考えている。賛否分かれるので、賛成意見・反対意見を載せていかないといけないと思うが、市民投票の事例がほとんどないので、今後勉強していきたい。</p>
21条本文	浜田議員	<p>投票日の告示日はいつになるのか</p> <p>11条2項の告示と違うということですね。</p> <p>そのあたり不明確であるので、明確にしてほしい。</p> <p>＜要望のみ＞</p>	<p>12条3項による告示日です。</p> <p>そのとおりです。別です</p>

24条本文	吉波議員	二者択一ということですが、A案、B案選ぶということですか。	24条のとおり、賛成の場合賛成欄に○、反対の場合反対欄に○ということになります。
27条本文	井上(充)議員	再請求期間の制限が2年となっているが、市長・議員は任期が4年あるため、メンバーも変わっておらず、状況も変わっていない状況で市民投票がなされる可能性もあるので、4年が妥当でないでしょうか。	他市の事例を見て検討したのですが、再度検討します。